

## 「生産緑地新規追加申請調査及び生産緑地の保全を活かす 都市農地のあり方検討調査」支援業務委託仕様書（案）

### 第1章 総則

#### （適用）

本仕様書は、町田市（以下「甲」という。）が委託する「生産緑地新規追加申請調査及び生産緑地の保全を活かす都市農地のあり方検討調査支援」業務委託契約に適用し、受託者（以下「乙」という。）は、契約書、契約約款及び本仕様書（以下「契約条項」という。）に沿って委託業務を実施する。

#### （目的）

都市農業振興基本法（2015年4月）及び同基本計画（2016年4月）において、基本法の政策課題「都市農業の多様な機能を発揮」を解決するため、都市政策、農業政策の双方から農地を再評価し、都市農業振興に関する新たな施策の方向性が示された。その中で、市街化区域とその周辺の地域に存する農地（以下、「都市農地」という）は「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」へとその位置づけが大きく転換されたところである。

その計画の実現に向け、都市緑地法等の一部を改正する法律（2017年6月）により生産緑地法の改正が実施された。

他方、都市農地めぐっては、（仮称）都市農地の貸借の円滑化に関する法律の制定や、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の改正について議論が進められ、農業従事者が農地を所有し続けやすくする環境が整い始めている。

生産緑地法改正を受け、町田市においても「町田市生産緑地地区の区域の規模に関する条例」を制定し、2018年4月から新規の生産緑地指定に向けた募集を開始し、2019年1月1日の都市計画決定に向けた手続きに着手するところである。

また、生産緑地等の制度改正を受け、その効果を発現させるため2022年までの行動計画を検討し、特定生産緑地制度の活用などの対応に取り組んでいる。

このような背景から、市内の生産緑地の保全を含め都市にあるべき農地のあり方を検討し、都市農地としての持続可能性を探るため、本業務委託において以下の項目について支援を受けることを目的とする。

#### （1）生産緑地の新規追加指定に係る審査支援

2018年4月に実施する追加申請願書により受け付けた農地が生産緑地の指

定要件に適合しているか、申請資料や現地調査を基に審査を実施する。

(2) 持続可能な都市農地のあり方検討

都市農地が今後、都市の一部としてあり続けるためには、農地を所有するだけでなく、その農地を農業に限らず農的利用できることが重要である。農地関連制度の改正内容を踏まえ、これからの町田市における農地施策及び生産緑地追加促進に向けた誘導策について検討を行う。

(3) 都市農地のあり方を具現化するアクションプログラムの検討

(2)で検討した都市農地のあり方を具現化するためのアクションプログラム(行動方針)を検討する。

(疑 義)

乙は、契約条項に記載のない事項、若しくは疑義を生じた場合は、速やかに甲と協議の上、甲の指示に従う。

(協議報告)

乙は、委託業務の実施にあたり、常に甲と連絡をとり、作業上の打合せ事項については、協議書または打合せ記録を作成するとともに、甲に作業の進捗状況を報告する。

(貸与資料)

甲は、委託業務の実施に必要な甲が所有している資料を、乙の請求により貸与する。

(業務責任者)

1. 乙は、委託業務を実施する業務責任者を定め、甲に届け出る。業務責任者を変更する時は、事前に甲と協議の上、甲に届け出る。
2. 業務責任者は、委託業務の全般にわたる業務管理を行う。
3. 業務責任者は、技術上の管理を行うために必要な能力と技術を有する者であり、技術士法による技術士資格を有することとする。また、審査支援業務の業務従事者には測量法による測量士を所持するものを選任することとする。

(作業計画)

1. 乙は、契約後速やかに甲と作業内容や方法等について協議し、作業計画書を作成して甲の承認を得なければならない。
2. 作業計画書には、業務実施方針、業務内容、工程表及び担当技術者、その他必要事項を記載する。

(成果品の帰属等)

1. 委託業務の実施にあたって作成した調査・検討資料、成果品及び収集した情報は、全て甲に帰属し、乙は甲の承認を得ることなく、他に公表・貸与してはならない。
2. 甲は、契約書に定められた履行期限前であっても、必要に応じて完成している成果品の提出を求めることができる。
3. 乙は、契約期間の満了後であっても、納入した成果品に遺漏等が発見された場合は、すべて乙の責任において速やかに訂正を行う。

(秘密の保持・情報の管理)

乙は、別添「情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書」を遵守し、秘密の保持及び情報の管理を適正に行わなければならない。

(事故発生による損害)

乙は、情報の紛失もしくは盗難等の事故により甲に損害を与えた場合は、その損害を賠償する。ただし、その損害のうち、甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、この限りでない。

(再委託)

1. 乙は、委託業務の処理を第三者に委託または請け負わせてはならない。ただし、簡易な業務であらかじめ甲の承諾を得たものについては、この限りではない。
2. 乙は、再委託をするにあたっては、再委託先に対し業務の実施について、適切な指導及び管理を実施しなければならない。

(情報管理方法の指定)

乙は、データの取扱いにあたっては、データ保護管理規定を制定し規定に基づいて適正にデータ管理を行い、個人情報等の滅失、き損等の事故を防止しなければならない。

(業務に使用する車両)

乙は、この契約の履行にあたって自動車を利用し、又は利用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- (3) 低公害・低燃費な自動車利用に努めること。

なお、適合確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示、又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

(印刷の素材等)

乙は、契約の履行又は委託業務の実施に際して、別添「印刷特記仕様書」を遵守しなければならない。

(TECRIS)

乙は、契約金額が100万円以上の委託業務においては、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき「業務実績データ」の作成を行う。業務実績データは監督員の確認後、(財)日本建設情報総合センター（JACIC）の測量調査設計業務実績入力システムに登録しなければならない。また、登録後登録内容確認書を監督員に提出しなければならない。

## 第2章 業務内容

(業務内容)

### 1 生産緑地の新規追加指定に係る審査支援

2018年4月に実施する追加申請願書により受け付けた農地が生産緑地の指定要件に適合しているか、申請資料や現地調査を基に審査を実施する。追加の申請件数は100件を想定し、その増減については精算対象とする。

- (1) 申請願書の確認及び整理業務
- (2) 現地調査業務
- (3) 追加指定決定審査業務

## 2 持続可能な都市農地のあり方検討

都市農地が今後、都市の一部としてあり続けるためには、農地を所有するだけでなく、その農地を農的利用できることが重要である。農地関連制度の改正内容を踏まえ、これからの町田市における農地施策について検討を行う。

また、農業従事者等への情報提供や意向、情報の収集等の事業提案を実施する。

- (1) 町田市の生産緑地を含む都市農地の現状の把握と課題の整理
- (2) 国等による制度改正の動向把握
- (3) 町田市の生産緑地の保全を活かす都市農地のあり方検討

## 3 都市農地のあり方を具現化するアクションプログラムの検討

2で検討した都市農地のあり方を具現化するためのアクションプログラム(行動方針)を検討する。

- (1) 2022年の特定生産緑地指定までに実施すべき行動方針の検討
- (2) 中長期的に町田市の都市農地のあり方についての行動方針の検討

## 4 (仮称) 庁内検討会の運営支援

都市農地のあり方検討において、庁内の意思決定に向けた庁内検討会(都市づくり部、政策経営部、経済観光部の各部2課程度を想定)の開催を計画し、運営支援を行う。本業務内において、運営に必要な資料作成、情報収集を行う。

## 5 報告用資料の作成支援

上記1~4について、都市計画審議会等で報告する際の資料作成の支援を行う。

### 第3章 成果品

#### (成果品)

「生産緑地新規追加申請調査及び生産緑地の保全を活かす都市農地のあり方検討調査」支援業務委託報告書	10部
打合せ記録	一式
各種検討資料（図面等を含む）	一式
上記の原稿及び電子データ	一式

#### (履行の報告)

乙は、契約期間内に成果品の納入をもって委託業務を完了し、検査を請求しなければならない。

#### (検査)

この契約の契約約款第24条第2項の検査に合格したときをもって、成果品の引渡しを完了したものとする。

#### (契約金額の支払い)

検査の合格後、乙の請求に基づき甲が一括で支払うものとする。

### 第4章 契約期間

#### (契約期間)

契約期間は契約締結の日から、2019年3月18日までとする。